

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1251

静岡県職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(防疫等作業手当) 第5条 <u>条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、豚熱とする。</u>	(防疫等作業手当) 第5条 <u>条例第7条第2項第1号の人事委員会規則で定める作業は、感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行う作業とする。</u>
<u>2</u> (略)	<u>2</u> <u>条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、豚熱とする。</u>
	<u>3</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特務手当に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。